

# 令和4年度 災害対応マニュアル

知立市立来迎寺小学校

## I 異常気象時の対応

### 「特別警報」発表についての対応

「特別警報」発表時の対応の原則は、「ただちに命を守る行動をとる」ことです。

名古屋地方気象台から「特別警報」が「知立市」に発表された場合、以下のようにお願いします。

### 1 登校前

- (1) 登校しないでください。(学校は休校です。)
- (2) 特別警報解除後も、学校からのメール等による連絡があるまで登校しないでください。

### 2 在校中

- (1) ただちに授業を中止し、気象及び通学路の状況を見て、児童の安全を確保する最善の対応(①教員が付き添い、速やかに下校 ②保護者への引き渡し ③学校待機)を迅速に行います。
- (2) 児童を学校待機とした場合、「特別警報」解除後は、教員が付き添い下校もしくは保護者への引き渡しを行います。

### 「暴風(暴風雪)警報」発表についての対応

名古屋地方気象台から暴風(暴風雪)警報が「知立市」に発表された場合、以下のようにお願いします。※平成22年5月より、警報は市町村ごとに発表されています。

### 1 登校前

- 登校しないでください。

※暴風(暴風雪)警報が解除された場合は、以下の(1)～(2)のように対応してください。

- (1) 午前6時までに暴風(暴風雪)警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- (2) 午前6時を過ぎから暴風(暴風雪)警報が解除された場合も、授業を行わず、休校とします。

※(1)の場合、道路の冠水や河川の増水等により登校が危険なときや登校が困難なときは、登校を見合わせてください。(学校へ連絡してくださるようお願いいたします。)

### 2 在校中

授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。(通学路の通行が危険と認められるときや、帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保します。)

### 暴風(暴風雪)警報または「特別警報」は発表されていないが、大雨等の異常気象への対応

### 1 登校前

河川の水位の急上昇等、「危険」と判断したら無理をしないで自宅で待機し、学校に連絡してください。

### 2 登下校中

河川の水位の急上昇等、「危険」と思われる箇所があったときは、無理に橋を渡ろうとせず、登校時は帰宅、下校時は学校に戻ってください。

### 3 在校中

学校で状況を判断して待機、もしくは、教職員の引率等で下校します。

## II 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）による緊急時の対応

注) 平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」（気象庁※裏面参照）の運用が開始されました。しかし、その内容はまだ具体的ではなく、実際に南海トラフ地震が発生する可能性が高まったり、発生したりしたときの防災対応については、明確な指針が見られません。そこで、新たな防災対応が定められるまでの間、本校では暫定的に、これまでの東海地震への対応を参考にしていきます。なお、現段階では、

「東海地震における予知情報（気象庁）」を

**○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合**

「東海地震における警戒宣言（内閣総理大臣）」を

**○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合**

に置き換えて対応します。

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）によって、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始したこと、または調査を継続していること、および、南海トラフ沿いで大規模な地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されたことが発表されたりした場合

### 1 登校前

- 登校しないでください。

### 2 登下校中

- 原則として帰宅します（状況によっては学校または最寄りの避難場所に避難します）。

### 3 在校中

- 登校後は、原則として学校の指示に従い速やかに下校します。

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）によって、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価されたことが発表された場合

※台風の暴風（暴風雪）警報解除後の登校と同じ扱いとします。

登下校中および在校中に、南海トラフ地震が発生した場合

### 1 登校前

- 登校しないでください。

### 2 登下校中

「危険」と思われる箇所があるときは、危険を避け、距離的に近い自宅または学校に避難してください。状況に応じて、子ども110番の家に助けを求めたり、最寄りの広域避難所等へ避難したりしてください。

### 3 在校中

一切の教育活動を中止し、教職員の指示・引率で運動場に避難します。その後、安全が確保でき次第、地域ごとに速やかに帰宅します。教職員が引率します。安全が確認できない場合や危険な状況が続く場合は、下校を見合わせます。

○予想されるライフライン等の状況

※下の表は、東海地震時における「注意情報（気象庁）」「予知情報（気象庁）→警戒宣言（内閣総理大臣）」が発せられた場合のものであります。南海トラフ地震時の参考にしてください。

|    | 「注意情報」発表                    | 「予知情報」発表、「警戒宣言」発令                                      |
|----|-----------------------------|--|
| 電気 | 通常どおり供給                     | 使用できるが、できるだけ使わない。                                      |
| ガス | 通常どおり供給                     | 使用できるが、使用するときはガス器具から離れない。                              |
| 水道 | 通常どおり供給<br>(断水に備えて、水を貯めておく) | 使用できるが、断水に備えて水を貯めておく。                                  |
| 電話 | 通常どおり使用可                    | 使用できるが、できるだけ使わない。通話規制がとられることがある。                       |
| 病院 | 通常どおり診察                     | 原則として外来診察は中止するが、建物に耐震対策が施されている病院は診察を継続することもある。(各病院の判断) |
| 電車 | 通常運行するが、不要不急な旅行は自粛          | 予め決められた駅に停車し、その場で運行は中止される。                             |
| 道路 | 規制なし                        | 避難路や緊急輸送路を確保するため、一般車両は交通規制がとられる場合がある。                  |

○気象庁からの「南海トラフ地震に関連する情報」

平成29年11月1日から  
**「南海トラフ地震に関連する情報」**  
 の発表をはじめました

気象庁では、中央防災会議防災対策実行会議における「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしました。この情報は、平成29年11月1日から運用を開始しました。

情報の種類と発表条件

| 情報名                | 情報発表条件  |
|--------------------|---|
| 南海トラフ地震に関連する情報(臨時) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象※1が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul> |
| 南海トラフ地震に関連する情報(定例) | ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」※2の定例会合において評価した調査結果を発表する場合  |

※1:南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定  
 ※2:南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために開催

「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表されたときは、日頃からの地震への備えを再確認してください。  
 (地震への備えの例)  
 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行いません。
- 本情報を発表してなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあります。

「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書は、内閣府のホームページからご覧ください。 [http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taio\\_wg/taio\\_wg.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taio_wg/taio_wg.html)

### Ⅲ 弾道ミサイルに関する対応

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、知立市防災ラジオ、携帯電話にエリアメール・緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

なお、登校前、登下校中、授業中に、弾道ミサイル飛来の可能性を知らせる緊急情報が流れた場合、国より示された内容を参考にして、下記1～3のように指導します。また、「内閣官房 国民保護ポータルサイト」も参考にしてください。よろしくお祈いします。

#### Jアラートが発動された場合

##### 1 登校前

- 自宅で待機し、政府発表による安全の確認がとれた後、登校してください。
- 登校時間などについては、きずなネットでお知らせします。

##### 2 登下校中

- できる限り頑丈な建物や地下に避難し、安全を確認できるまで待機してください。  
(鉄筋コンクリートでできた建物がよい。)  
(建物が無い場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。)
- 避難先で安全を確認した後は、登校途中の場合は速やかに登校を、下校途中の場合は下校をしてください。

##### 3 在校中

- 安全を確認できるまでは、校舎内で待機します。
- 安全を確認した後は、通常通りに日課を進めます。

#### ○総務省消防庁からの「内閣官房 国民保護ポータルサイト」

## 弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

### ①速やかな避難行動

### ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト  
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。  
[http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html)

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます —



首相官邸  
ホームページ  
[www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)



Twitterアカウント  
首相官邸災害・危機管理情報  
@Kantei\_Saigai



Jアラート(例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に  
いる場合

できる限り頑丈な建物や  
地下に避難する。

地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物が  
ない場合

物陰に身を隠すか、  
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に  
いる場合

窓から離れるか、  
窓のない部屋に移動する。



- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

- (1) 日頃から、家庭で、お互いのその日の動向を確認するようにしてください。 緊急に下校する場合、教師の引率で集団下校するのか、もしくは、保護者等が迎えに来られるのか、迎えに来られる場合、どのくらい時間がかかるか（自宅や、勤務先）など詳細な確認をしておいてください。
- (2) 警報の有無にかかわらず、道路の冠水、河川の水位の急上昇や氾濫、火災の発生、電線の切断等、通行が危険と思われるときは、自宅待機し、危険箇所を学校へ連絡してください。
- (3) 警報解除や安全の確認等についての学校への電話での問い合わせは、情報収集の妨げになりますので、ご遠慮ください。 **※テレビ等で情報を確認してください。**
- (4) 学校からも携帯メール連絡網「きずなネット」を使い、できる限り情報を配信しますが、通信制限等でメール配信ができないこともあります。複数の情報メディアからの情報入手を試みたり、家の周りや通学路等の状況を確認したりするなど、適切な行動をとってください。
- (5) 「児童引き渡しカード」の記載事項で変更がありましたら、その都度担任へ連絡をお願いします。特に緊急連絡先については、ご面倒でもお忘れのないように願います。